

ごみ収集車両の運転業務に従事する職員のサングラス着用の試行について

1 趣旨

ごみ収集車両の運転時における日差しや反射光のまぶしさを軽減することで、良好な視界を確保し、視認性を向上させ、交通事故を防止するため、サングラスの着用を試行するもの。

2 運用方法

(1) 着用基準

ごみ収集車両を運転する場合のみ着用し、市民と接する場合や、収集作業を行う場合は外すものとする。

(2) 着用するサングラスの仕様

- ・日本産業規格（JIS規格）で定められた※視感透過率のもの
※視感透過率：人が眼で見て感じる光の透過光量を表した値
- ・市職員としての品位を損なわないものであって実用的なもの
- ・威圧感や不安を抱かれるようなものでないもの
- ・派手なものや奇抜な形状・色調でないもの

(3) 着用の申し出

着用は任意とし、着用を希望する職員はあらかじめ事業所長等に申し出る。

(4) 着用にあたっての留意事項

- ・トンネル内通過時など、急に視界が暗くなる場面における着用については、運転に支障を及ぼすことのないよう十分に留意する。
- ・サングラスの着用により、道路標識や信号機の見落としにつながるような性能を事前に確認する。

3 試行開始日

令和8年7月1日（水曜日）

4 着用効果等の検証

サングラス着用による効果及び課題を検証し、本格実施の是非を判断する。

5 市民への周知

広報はままつ7月号、市公式ホームページ、公式LINE等により周知を行う。